

「疑似症」のうち厚生労働省令で定めるものの発生届出(法第十四条関係)について

1. 目的等

生物テロや事故等による感染症対策としては、自然感染に比して異常に増加した感染症について、一層迅速かつ的確に感染症の病原体を特定し、当該患者に対する適切な医療を提供するとともに、感染のおそれのある者を把握し、感染症の拡大防止に必要な措置を講じることが重要である。

このため、医師が患者を診察した際に、検査結果を受けた確定診断を待たずに、「疑似症」のうち厚生労働省令で定める症候の発生を届出させ、この数等を把握・解析することにより、地域における異常な感染症の発生動向を把握し、必要に応じた調査の実施、適切な医療の提供等の対策を適切かつ迅速に行うこととしたところである。

2. 具体的概要(案)

(ア) 届出内容等

① 発熱・呼吸器症候群

症候: 38度以上の発熱かつ呼吸器症状(明らかな外傷・器質的疾患に基づく症状を除く)

対象疑似症: インフルエンザ、鳥インフルエンザ、肺炭疽、初期のSARS

機関分類: 定点医療機関(病院と診療所の外来)

対象診療科: 内科・呼吸器内科・小児科

② 発疹／水疱症候群

症候: 発熱および発疹／水疱

対象疑似症: サル痘、麻疹、風疹、水痘(、天然痘)

機関分類: 定点医療機関(病院と診療所の外来)

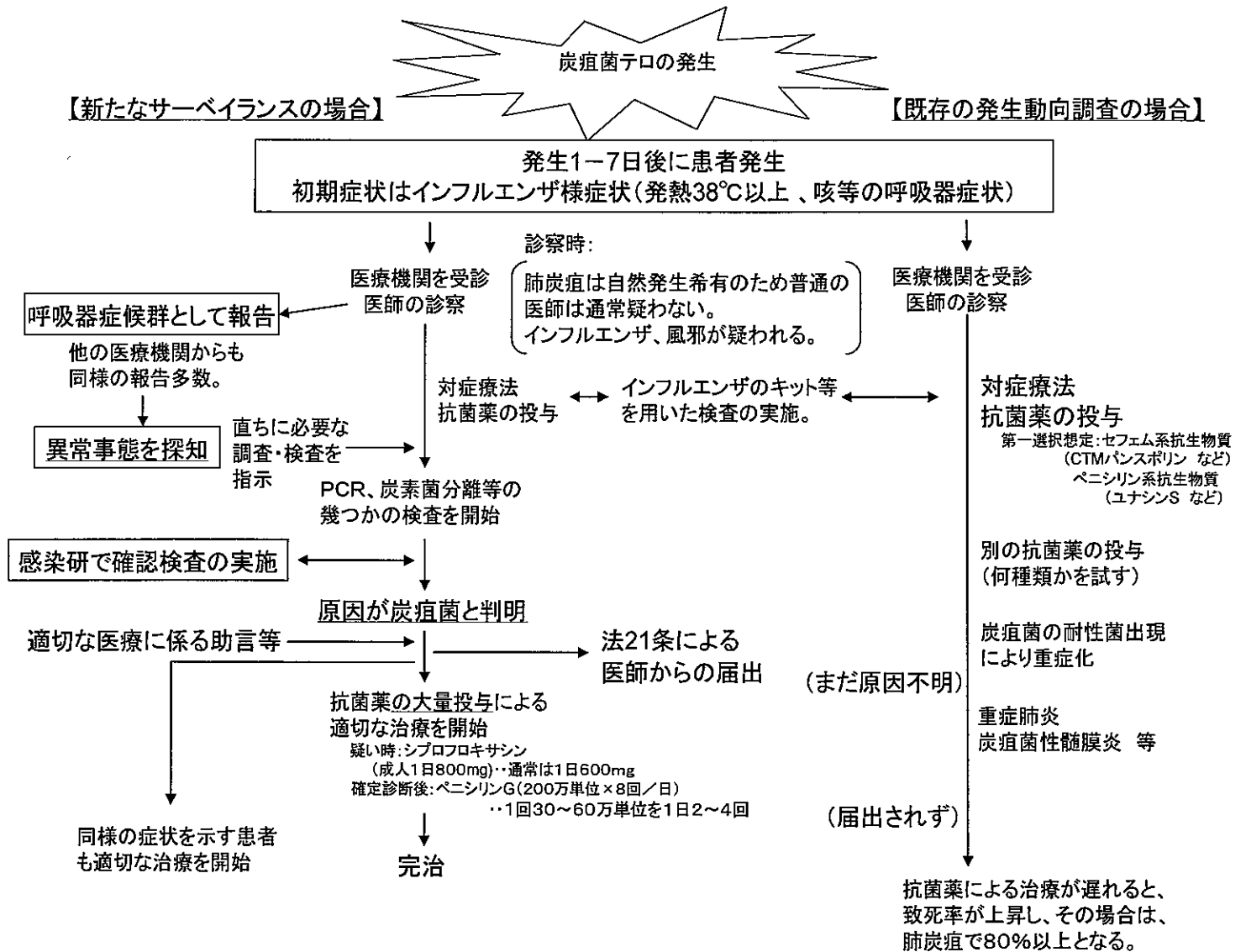
対象診療科: 内科・小児科・皮膚科

(イ) 届出方法

それぞれ、定点医療機関から週に一度まとめて報告を求める。(報告については、極力、電子化させることとする。)

定点医療機関の数については、他の疾患との比較等から検討する。

○ 炭疽菌による生物テロを想定した場合



※ 炭疽菌:潜伏期は摂取菌量により1-7日。感染経路により、皮膚炭素、腸炭素、肺炭疽があるが、生物テロで想定される「肺炭疽」(自然感染は希有)は、8000-40000個の炭疽菌芽胞の吸引により発症する。